

ご案内 1. 民事法律扶助について

法テラスでは、経済的にお困りの方が、費用負担ができないために相談ができないということのないよう、民事法律扶助を行っています。

民事法律扶助とは、経済的にお困りの方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い（「法律相談援助」）、司法書士等の専門家に支払う費用の立替えを行う（「代理援助」「書類作成援助」）制度です。司法書士は、「裁判を受ける権利の保障」に貢献するため、法律相談援助、代理援助、書類作成援助を通じて、法律扶助制度の発展に尽くしております。

ご案内 2. まずは利用できるかどうか

法律相談を受けるためには、以下の条件（平成27年4月1日現在）にあてはまる必要があります。

資力が一定額以下であること

夫婦間の紛争の場合を除き、配偶者に収入又は資産がある場合は、原則として加算した金額で判断します。

a. 収入等が一定額以下であること

月収（賞与を含む手取り年収の1/12）の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000 円以下	251,000 円以下	272,000 円以下	299,000 円以下

※5人家族以上は、1人増につき30,000円が加算されます。
※医療費、教育費などの出費がある場合は一定額が考慮されます。
※家賃、住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に右記の限度額の範囲内でその金額が加算されます。

単身者	41,000 円
2人家族	53,000 円
3人家族	66,000 円
4人家族以上	71,000 円

b. 保有資産が一定額以下であること

現金と預貯金の合計が、次の基準を満たすことが必要です。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
180 万円以下	250 万円以下	270 万円以下	300 万円以下

※東日本大震災で被災された方については、資力に関係なく利用することができる特例があります。

もっと身近に もっと頼もしく 困ったときには **司法書士**



身近なトラブル…
泣き寝入りしないで相談してみませんか？

例えばこんな時…

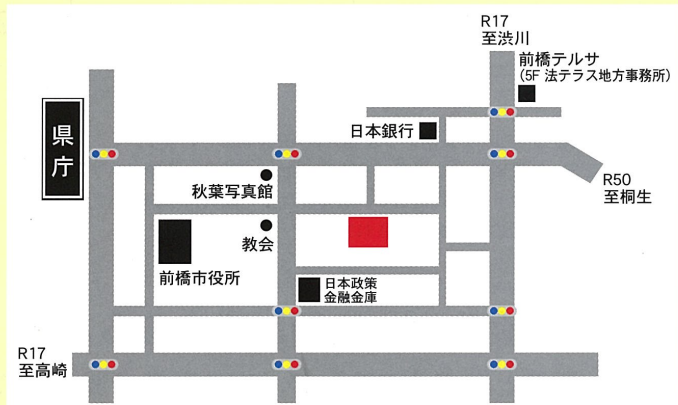
- お金を貸したけど返してくれない
- アパート退去時、多額の修繕費を請求された
- 車を傷つけられたけど、修理費を払ってくれない
- 悪徳商法にだまされた
- 裁判所から訴状が届いた など

司法書士が**無料**で相談をお受けします
要予約：027-221-0150

群馬司法書士総合相談センター・簡裁訴訟代理法律相談センター（法テラス指定）

月曜から金曜（祝日除く）
10：00～16：00
相談時間：60分以内

相談会場
群馬司法書士会館別館相談室
（駐車場あり）



■本センターの相談について■

本センターの相談は、日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助を利用した無料法律相談（扶助援助）です。相談には、資力が一定の基準以下であることが必要です（裏面参照）。

また、ご利用にあたりましては、紛争の価格が140万円以下の民事紛争で多重債務以外のご相談に限られます（離婚などの家事事件や刑事事件は取り扱いません）。なお、同じ内容のご相談は3回までお受けできます。詳細については、お電話でお問い合わせ下さい。

群馬司法書士会では、本センターのほか各種相談会・相談センターを開催しています。詳しくはHPをご覧ください。

群馬司法書士会

〒371-0023 群馬県前橋市本町 1-5-4 ☎027-224-7763
<http://www.gunma-shihoushyoshi.or.jp/>